

令和7年度 第1回恵庭市水と緑のまちづくり審議会（議事要旨）

日時：令和8年2月6日（金）14:00～14:45
場所：えにあす2階会議室8-1
（恵庭市緑町2丁目1-1）

出席者：【委員】（11名）

綾部 勉・北林 優・黒崎 暁子・駒井 幹子・杉町 博孝・田村 哲夫・
沼倉 健一・五十嵐 幸雄・前田 一哉・三浦 真吾・吉田 愛子

【市】（4名）

（市長）原田 裕・（経済部次長）嘉屋 秀樹・

（管財・契約課長）山口 登貴子・（管財・契約課主任主事）中者 真一

【事務局】（3名）

（花と緑・観光課長）大林 恒・（花と緑・観光課主任主事）本庄 由美

（花と緑・観光課主事）近江谷 圭汰

【傍聴者】（0名）

欠席者：【委員】（1名）

岡本 浩一

国土交通省北海道開発局千歳川河川事務所の委員変更に伴う委嘱状の交付を実施。
議事については以下のとおり。

議事1. 恵庭市公共施設花づくり基本指針報告について（報告）

（花と緑・観光課より説明。）

質疑なし

議事2. グリーンバンク事業の廃止について（報告）

（花と緑・観光課より説明。）

質疑なし

議事3. 恵庭大通桜植樹事業について（報告）

（花と緑・観光課より説明。）

質疑なし

議事4. 「恵庭市庁舎前庭記念保護樹木」の伐採・伐根に伴う「行為の届出」及び「指定解除」について（報告）

（管財・契約課より説明。）

(A委員) :

保護樹については容易に手を加えることができないため、「保護樹に手を入れたいので、外すための診断を書いてほしい」という場合で来られる方も多いが、ただ切っていくのではなく、既存の樹木をどう活かし、新しくしていくかを考える必要がある。国は「30by30 (サーティ・バイ・サーティ)」といって緑を維持する方針になっている。

今、恵庭市では都市計画などで街路樹の更新を進めているが、予算を削減すべき箇所は抑えつつ、恵庭大通のように古い木を維持するだけでなく、子どもたちのために適切な更新もするべき。今回のような事例を参考に、ちゃんと考えるべき。

庁舎周りの管理についても、今後は選定基準などを改めて見直し、市民の意見を取り入れつつ、どこが平均値を超えるかを検討すべき。市がこれまで長年かけて構築してきた仕組みを、今度は実行する段階として、今回の件を、そのきっかけとしていけたらいいのかなと思う。

他の市町村のイチイも担当するが、雨が少ない時期に、水やりを頼んで実際状態が回復しているところもあるので、多分、夏場の水が吸えないのが原因で、急に枯れが来ているんだと思われる。多分ここだけではなく、おそらく市内全体的にイチイの調子が悪いと思われる。

議事5. 令和7年度 恵庭市水と緑のまちづくり表彰 (案) について (諮問) (非公開)

(花と緑・観光課より説明。)

(A委員) :

表彰対象について、個人ではなく、町内会は対象にならないのか。旭公園の管理をすごい一生懸命やってらっしゃる町内会があり、頑張りを評価してあげたい。

花と緑・観光課 :

資料4の最後に、水と緑のまちづくり表彰規程を添付しています。

おっしゃられた内容は、第2条(対象)というところの(3)公園等公共施設において緑化奉仕活動を5年以上にわたり行っている個人、法人及び団体、という部分に該当すると思われます。

町内会は表彰の対象にはなるんですが、直近で申し上げますと島松旭町町内会は令和4年度に表彰を受けておりまして…

(A委員) :

1度表彰されたら、もう対象にはならないのか。

花と緑・観光課 :

1度表彰を受けると5年表彰を受けることができないというルールがあります。島松旭町町内会の活動についてはよく承知しておりますので5年が過ぎた暁には、ぜひ表彰をさせていただきたいと思っております。

(委員挙手をもって、賛成多数となり決定。答申は会長に一任頂くということで、委員より異議なし。)

(B委員) :

みどりの推進員の具体的な業務内容について教えていただきたい。

花と緑・観光課 :

みどりの推進員は各町内会や団体から選出していただき設置させていただいています。

委員は、例えば町内会の中で倒木や、緑に関して何か問い合わせ事項があった際に代表者として花と緑・観光課に問い合わせさせていただいたり、年に1回会議があるので、そちらで今日ご説明したような市の緑に関する取り組みをお伝えさせていただいて、町内会に必要なに応じて下ろしていただくというような役割を担っていただいています。

花と緑・観光課：

うまく機能できてない部分も正直あり、これについては今後見直していこうということで、推進員の皆さんともお話を始めようとしていく予定です。

(会議終了)